

日韓司法協力・不動産登記特別講演のお知らせ

—日韓パートナーシップ共同研究・特別企画—

法務省法務総合研究所国際協力部

拝啓

清秋の候、皆様方には平素より多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

平成13年4月に大阪市の中之島合同庁舎において創設された法務省法務総合研究所国際協力部は、本年10月、東京都昭島市の国際法務総合センターに移転いたしました。今後とも、引き続き、国際協力部の業務にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国際協力部では、平成11年から公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、韓国の大法院法院公務員教育院と協力して、日韓パートナーシップ共同研究を実施して参りました（韓国では、裁判所に当たる法院が登記等の事務を所管しており、また、法院公務員教育院は、我が国の裁判所職員総合研修所に相当します。）。

本共同研究は、日韓両国において登記、戸籍、供託及び民事執行の実務に携わる国家公務員が、日本及び韓国を相互に訪問し、共同して各分野の研究を行うことにより、両国の制度及び実務の発展を図るとともに、両国のパートナーシップを醸成することを目指すものです。

我が国の不動産登記制度は、長年の歴史を有し、世界に誇るべき整備されたものとなっています。一方、我が国と類似した法制度を有する韓国においては、情報システム等の発展に目覚ましいものがあります。

また、法務省が実施するアジア各国に対する法整備支援において、不動産登記制度の重要性が増しているところ、改めて不動産登記に係る比較研究は、意義深いものと考えています。

本年は、来る11月20日（月）、韓国から、法院公務員教育院長グ・ヨンモ氏が本共同研究の日本セッションに合わせて来日することとなっており、同氏は、韓国における不動産登記研究の第一人者でもあります。そこで、この機会に、日本から、不動産登記研究の第一人者である山野目章夫教授（早稲田大学大学院法務研究科）にもお越しいただき、日韓を代表する不動産登記の研究者お二人から、不動産登記に関するご講演をいただくことになりました。

皆様、ご多忙とは存じますが、是非とも、新たに完成した国際法務総合センター国際棟で初めて行われるセミナーへお越しいただき、日韓パートナーシップ共同研究の意義を共有していただきたく、ご案内いたします。

つきましては、ご参加いただける方は、会場整理の都合上、事前の申込みをいただきたいと存じますので、以下のとおりEメール又はFAXにてお申し込みください。

敬具

日 時：平成29年11月20日（月）14:10～18:00（13:40 受付開始）

会 場：法務省 国際法務総合センター 国際棟
東京都昭島市もくせいの杜 2-1-18（案内図添付）

JR青梅線・東中神駅下車徒歩約10分

TEL：042-500-5150（国際協力部代表番号） FAX：042-500-5195

主 催：法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター

参加費用：無料

使用言語：日本語、韓国語の逐語通訳で実施します。

参加申込：参加を希望される方は、平成29年11月12日（日）までに、

Eメールの場合、icdmoj@i.moj.go.jp宛てに、件名を「日韓セミナー申込み」とし、お名前、ご連絡先、ご所属先を明記の上、ご送信ください。

FAXの場合、上記FAX番号へ同事項を記載の上、ご送付ください。

※定員になり次第、申込みの受付を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

当日のプログラム

(予定)

- 13:40 開場・受付開始
- 14:10～14:25 開会あいさつ
- 14:25～14:40 日韓パートナーシップ共同研究について
- 14:40～15:55 講演「韓日登記官等相互研修（日韓パートナーシップ共同研究）の意義及び韓国の不動産登記制度の最近の動向」（仮）
韓国大法院法院公務員教育院長 グ・ヨンモ氏
- 16:05～17:20 講演「日本における不動産登記制度の最近の動向及び今後の在り方」（仮）
早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目 章夫氏
- 17:20～17:55 質疑応答・意見交換
- 17:55～18:00 閉会あいさつ
- ※時間は、進行により前後することがあります。

会場案内図

